

「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」について

1. 背景

絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰にあたっては、野生復帰個体の遺伝的地域特性への配慮の欠如や、自然の生息地以外への個体導入等の不適切な取組により同種個体群や対象地域の生態系等へ与える悪影響が懸念されていることなどを受け、野生復帰の位置づけ及び実施する際に必要とされる検討事項とその進め方について、基本的な考え方を示すことにより、適切な野生復帰を推進することを目的として、平成 23 年 3 月に環境省により「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」がとりまとめられた。

2. 野生復帰により懸念される外来種問題等に関する影響についての記述

「野生復帰により期待される効果と懸念される悪影響」の「懸念される悪影響」として下記のとおり記述されている。

生態系・生息域内個体群の攪乱

野生復帰個体群の定着及び増加により、餌資源となる生物の減少や天敵となる生物の増加等による生物間相互作用の攪乱、餌資源や繁殖場所等の不足による対象種の生息域内個体群との競合（補強の場合）といった、野生復帰候補地における生態系に対する悪影響が想定される。ただし、野生復帰候補地に対象種が生息していなかった期間の長さやその期間の生態系の変化（他の生物の侵入、餌資源となる生物の増加等）の状況によって、その影響の大きさは異なる。

生息域内個体群の遺伝的多様性・個体群特性の攪乱

野生復帰個体群の集団内の遺伝的多様性が生息域内個体群に比べて低い場合、遺伝的多様度の低下等の遺伝的特性の攪乱や近交弱勢による絶滅リスクの増加が想定される。また、野生復帰予定地の個体群と、野生復帰個体群の遺伝的地域特性や個体群特性（年齢構成や性比等）が異なる場合、それぞれの攪乱が想定される。

病原体及び寄生生物の伝播・外来生物の非意図的導入

飼育・栽培下で病原体や寄生生物に感染した個体を導入させた場合、生息域内の同種個体群への伝播が想定される。また、同様に本来野生復帰地に生息しない随伴生物（例：植物の植え戻し時に随伴する土壌生物）を、外来生物として非意図的に持ち込むことも想定される。

3. 野生復帰の検討の進め方における外来種問題等への配慮に関する記述

「野生復帰の検討の進め方 2. 野生復帰の必要性の評価」「(1) 評価の視点」として下記のように記述されている。

野生復帰のうち... (中略)... 補強については再導入とは異なり、実施地域あるいはその周辺に現存する同種個体群に対して、生息域内個体群の攪乱、遺伝的多様性の攪乱、病原体及び寄生生物の伝播等の悪影響を与える可能性が懸念されるため、より慎重な検討を要する。

また、種の置かれた状況及び種内の遺伝的地域特性や集団内の遺伝的多様性の現状を踏まえ、対象とする保全単位(種、亜種、変種、地域個体群等)を明確化して評価することが求められる。

同「(2) 評価の手順」「将来予測・影響把握」として下記のように記述されている。

想定される野生復帰候補地が原生自然地域、島嶼地域、高山帯や、その他特異な生物相を持つ地域等である場合には、現地の生態系等の攪乱が生じないように配慮することなど、より慎重に影響把握を行うことが求められる。

「野生復帰の検討の進め方 3. 野生復帰の実施可能性の評価」「(2) 実施可能性の評価に係る条件」「野生復帰に適した生息域外個体群の確保」として下記のように記述されている。

健全な野生復帰個体の確保

野生復帰個体は、野生下で生存・繁殖可能な個体であることが求められる。同時に、野生復帰の実施により懸念される悪影響(遺伝的多様性の攪乱、病原体及び寄生生物の伝播等)についても考慮し、それにつながる要素が野生復帰個体から十分に排除されていることが重要となる。

参考:

本文書で扱う野生復帰は、IUCN 作成の再導入ガイドラインで定義された各種の再導入手法のうち、生息域外個体群を活用した「再導入」及び「補強」によって、生息域内で存続可能な自立個体群を定着させることとしている。過去に記録された分布域外で個体導入を行う「保全的導入」は野生復帰の範囲に入らないこととし、保全的導入される個体はその地域で外来種となるため、基本的には実施するものではないとしている。